

# 第一章 総 則

## 1.1 目 的

この要綱は、給水装置工事の設計と施工及び管理を適正かつ合理的に行うため水道法、岩沼市水道事業給水条例及び岩沼市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）規程等に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

## 1.2 用語の定義

法	水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
施行令	水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
施行規則	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
構造及び材質の基準	施行令第5条をいう。
基準省令	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）をいう。
条例	岩沼市給水条例（昭和50年条例27号）をいう。
施行規程	岩沼市給水条例施行規程（昭和50年水道規定第8号）をいう。
施行要綱	給水装置標準工事要綱をいう。（本工事要綱をいう。）
給水装置	需要者に水を供給するために市の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項、条例第3条）
給水管	水道事業者の配水管から個別の需要者が水の供給を受けるために分岐して設けられた管、この給水管から取出して設けられた管をいう。
給水用具	給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。
給水装置工事	給水装置の設置又は変更の工事をいう（法第3条第11項）が、工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施工、しゅん工検査までの一連の工事の過程の全部又は一部をいう。
受水槽以下設備	岩沼市から供給された水道水を貯留する受水槽（岩沼市からの水道水以外の水源の水を混合して貯留する受水槽も含むが、防火水槽やスプリンクラー設備用の補助水槽、岩沼市からの水道水以外の水のみを貯留する水槽については含まない）以降の給水設備の総称、受水槽以下設備には、貯水槽水道が含まれるほか、専用水道、小規模水道、30人未満水道において岩沼市の水道水と井戸水等が混合されて使用されている受水槽以降の設備も含まれる。 受水槽以下設備は、給水装置ではない。
配水管	配水池等（浄水場を含む）から浄水を輸送、分配、供給するための管の総称で、配水本管（給水管の分岐を行ってはない管）と配水管（給水管を分岐できる管）に分けられる。
共用管	複数の専用栓を分岐することを目的として道路（私道）等あらかじめ布設する私管をいう。
指定事業者	岩沼市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）をいい、水道法第16条の2第1項により水道事業管理者が指定した者をいう。
主任技術者	水道法25条の4第1項により指定事業者が給水装置工事主任技術者として選任した者をいう。

### 1.3 給水装置の種類

- 1) 給水装置は、次の種類とする。
  - (1) 専用栓
    - ① 1世帯又は、1箇所専用する給水装置。
  - 2) 共用栓
    - (1) 屋外に設置し、2世帯以上で共用する場合又は公衆の用に供する給水装置。
  - 3) 消火栓
    - (1) 消防用に使用する私設の給水装置。
  - 4) 共用管
    - (1) 道路又は、通路に縦断配管し、専用栓に分岐することを目的として敷設する給水装置。

### 1.4 給水装置工事の種類

工事は、次の工種に区分する。

- 1) 新設工事
  - (1) 新たに給水装置を設ける工事。
- 2) 改造工事
  - (1) 配水管からの分岐位置・口径またはメーター口径、配管位置、給水栓の位置、数、給水管の管径・管種を変更する等、給水装置の全部または、一部を取替える工事。
- 3) 修繕工事
  - (1) 給水装置の原型を替えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所等の修繕工事。
- 4) 装置廃止工事
  - (1) 給水装置を配水管、又は他の給水装置分岐部から全てを撤去する工事。

### 1.5 給水方式

給水方式には、次の種類がある。

- 1) 直結式給水  
給水装置の末端給水栓まで配水管の直圧により給水する方式。
  - (1) 2階以下の建築物に給水する場合。
  - (2) 地上1階又は2階建ての建築物に給水する場合。
  - (3) 建築物が3階以上でも、給水の対象が2階以下の場合。
  - (4) 建築物が3階建てで「3階建て建築物直結給水施行基準」（以下「施行基準」という。）に該当する場合。
  - (5) 建築物が2階建て以下で直結の計算を行い、メーター口径が50mm以下の場合。
- 2) 受水槽式給水  
受水槽を設け、水を一旦これにためてから給水する方式
  - (1) 3階建て以上の建築物に給水する場合。
  - (2) 常時一定の水圧を必要とする場合。
  - (3) 一時的に多量の水を必要とする場合。
  - (4) 配水管等の断水時にも、給水を持続する必要がある場合。
    - ① 病院・医院・クリニック等の医療機関
    - ② ファミリーレストラン等の24時間営業（稼働）店舗・工場等
    - ③ コインランドリー・コイン洗車場等で給水を持続する必要な施設
  - (5) 直結できない器具が複数箇所ある場合。
  - (6) 建築物が2階以下で直結の計算を行い、メーター口径が75mm以上になる場合。

(7) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって、配水管の水を汚染する恐れのある場合。

### 3) 直結・受水槽併用式給水

同一建築物内で、直結式給水と受水槽式給水の両方の給水方式を併用する場合は下記の基準によるものとする。

- (1) 使用用途が同一の建築物は、併用はできない。なお、使用用途とは、住居又は事務所・店舗（物販又は飲食店）等のテナントのことをいい、テナントのみの建築物は使用用途が同一となり原則として併用はできない。
- (2) 使用用途が異なる場合でも、それぞれ独立した区画となっていない場合は、併用はできない。
- (3) 給水方式は、階毎に決定するものとし、同一階での併用はできない。また、給水方式はそれぞれ連続した階で統一し、他の給水方式の階を飛び越しての給水はできない。
- (4) 給水方式は使用用途毎に決定するものとし、同じ使用用途での併用はできない。
- (5) 給水方式を併用する場合の取出しは、各々別取出とすることが出来る。
- (6) 非常用水栓及び散水栓として、1栓の直結式給水はできる。
- (7) 受水槽方式から直結式給水に切り替を行う場合は、原則として給水管等は、布設替えするものとする。

## 1.6 受水槽式給水のメリット・デメリット

### 1) メリット

- (1) 配水圧が変動しても、建物内の水圧、水量を一定に保つことが出来る。
- (2) 一時に多量の給水が出来る。
- (3) 断水時、災害時にある程度の給水を確保出来る。
- (4) 時間最大給水量を均一化させ、配水施設の負荷を軽減させる効果がある。

### 2) デメリット

- (1) 管理、保守点検が不十分な場合、飲料水の汚染を招くことがある。
- (2) 水の停滞時間が長くなると水質の悪化を招くことがある。
- (3) 受水槽、高置水槽を設置するためのスペースを必要とする。
- (4) 施設の設置、管理、ポンプ運転等に労力と費用がかかる。
- (5) 停電時及びポンプの故障等による断水が予想される。
- (6) 高置水槽を設置することにより、建築物の美観を損なう。

## 1.7 給水方式の変更

給水方式を変更する場合は、給水管は布設替えを原則とし、下記の基準によるものとする。

- (1) 直結式給水から受水槽式給水に変更する場合は、受水槽設置基準によるものとする。
- (2) 受水槽式給水から直結式給水に変更する場合は、耐圧試験を行い、必要に応じて減圧弁等を設置するなど必要な措置を行うこと。
- (3) 受水槽式給水で、高置水槽から増圧ポンプ式に変更する場合は、耐圧試験を行い、必要に応じて減圧弁等を設置するなど必要な措置を行うこと。